

酒田市 地域おこし協力隊を募集します！

2023-12

<はじめに>

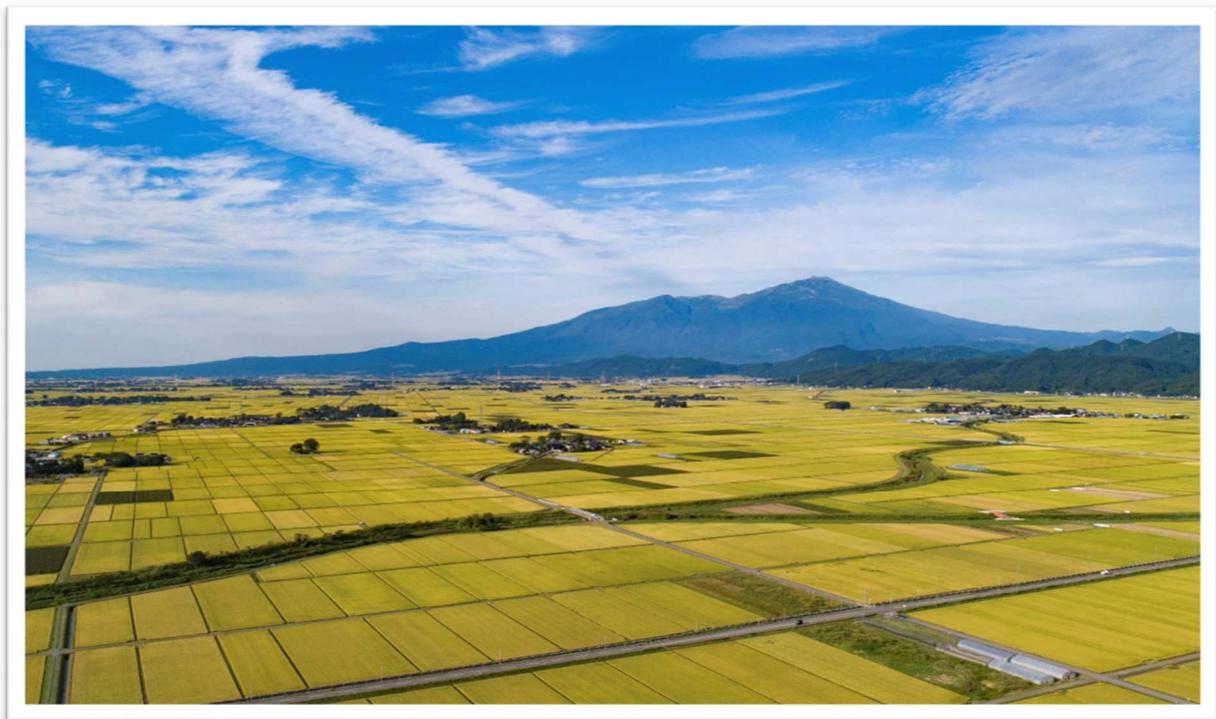
酒田市は、山形県の北西部に位置し、日本三大急流の最上川と日本海が会う港町です。北前船で栄えた歴史を持つ酒田市には、東北有数の秀峰「鳥海山」、山形県唯一の離島「飛島」、豊かな緑を湛える広大な「庄内平野」が広がります。

国内でも屈指の銘柄を誇る庄内米が育つ田園風景が広がり、海岸沿いの砂丘地ではメロンやイチゴも生産されています。「世界に誇る米と酒」「絶品の海の幸」「山々から注ぐミネラルたっぷりの清らかな水と、豊かな土壌が育む農産物」は、酒田が世界に誇る宝です！

豊かな自然と悠久の歴史に刻まれた文化に恵まれていることはもちろん、病院や学校、商業施設などの都市機能も充実し、生活も便利です。また、羽田空港から約1時間と首都圏へのアクセスも便利で、重要港湾酒田港を中心とした交流都市として発展を続けています。

平田地域 東陽地区では1名の隊員を募集中！！

酒田市では、市民参画・市民が主役のまちづくりを進めています。そんな酒田で、地域住民のみなさんと一緒に、地域の未来のために取り組んでみませんか！



平田地域 Hirata

平田地域は、酒田市の東部に位置する、総面積 179.22 km²の農村地帯です。地域は西側の平坦な平野部と東側の中山間部の二つの顔を持っています。

平野部では日本有数の米どころ庄内平野で、とても食味の良い米が作られるなど、食の魅力が満載です。また、中山間部では縁結びと子宝の女神の山といわれる胎蔵山や最上川以北の修験道の修行の場として栄えた経ヶ蔵山、あるいは天狗伝説と段爆が特徴的な十二滝など、豊かな里山資源に恵まれた地域です。



十二滝【飽海三名瀑】



旧阿部家【市指定文化財】

★募集地域のご紹介：平田地域 東陽地区（勤務場所：東陽コミュニティセンター）

東陽地区は、平田地域の中山間部の出羽丘陵の麓に位置し、米作農業を中心とした農村地帯です。区内にはトレッキングが楽しめる経ヶ蔵山や飽海三名瀑のひとつの十二滝などの観光スポットがあり、市の中心市街地から比較的近場にある自然観光地として、行楽シーズンには市内外から多くの山岳愛好家らが訪れています。

東陽地区では、そうした地域資源を活用した観光事業を行い、交流人口を増やす取り組みを行っていますが、次の取り組みとして考えているのが、地域の食文化の推進をテーマとした地域活性化の取り組みです。

地域には親しまれてきた伝統の味や特有の食文化がありますが、地域住民がその食文化に触れる機会は少なくなっています。忘れ去られていく地域の食文化を再発見し、その味覚を味わいながら楽しめる機会をつくる必要であると思っており、東陽地区ではそうした取り組みによって地域活性化を図っていきたいと考えています。

地域の食文化に興味があり、東陽地区のそうした取り組みの力になっていただける方を募集します。地域に溶け込み、地域住民と一緒に活動してくれる方を募集します。

東陽地区で求められている主な活動は、次のとおりです。

【地域の食文化の推進をテーマとした地域活性化の取り組み】

- ・地域の食文化に関連した交流活動や事業の展開
- ・地元食材を使った郷土料理の伝承活動
- ・地域の食文化に関連した地域情報の発信 など

【地域住民活動の支援、サポート】

- ・コミュニティ振興会活動への参画
- ・地域課題の解決に向けた取り組み（地域住民と一緒に）
- ・地域資源を活用した交流活動
- ・地域活性化の取り組み など



平田地域 東陽地区の主な取り組み

★地域資源を活用した観光事業

毎年、みすみ草の花が見頃の4月上旬の時期に経ヶ蔵山のトレッキングツアーを行っており、地区外のトレッキング愛好家から多くの参加をいただいています。

また、毎年8月のお盆の時期には、地区内を流れる中野俣川の河川公園を会場にして夏まつり事業を行っており、地区内外から多数の参加をいただいで盛り上がっています。

★「庄内 SHIBUGAKI 隊プロジェクト」～柿渋を活用した循環型地域社会への取り組み～

地区内に未利用のまま放置される渋柿の実を利用して「柿渋」という天然塗料を作り、布製品や木製品の染料として活用する取り組みを、前任の地域おこし協力隊員が手掛けて行いました。

この取り組みは、放置柿の有効活用が主目的でしたが、食べ物を求めて人里に下りてくるツキノワグマの出没頻度を減少させ、野生動物との共生に繋がる効果も期待されています。

★地区内の世代間交流

地区内で採れる庄内柿を活用した干し柿づくりを、子供と大人の世代間交流で取り組んでいます。



川まつりでの魚取り体験の様子



経ヶ蔵山から眺める出羽丘陵の山並み

酒田市 地域おこし協力隊 募集要項

1 募集対象

- (1) 任用の日現在で、年齢がおおむね 20 歳以上の方
- (2) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域を除く）に在住し、任用後に酒田市の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
- (3) 心身が健康で、かつ地域住民とともに地域づくり活動に取り組む意欲・情熱を持っている方
- (4) 普通自動車免許を有する方（A T 限定可）
- (5) 一般的なパソコン操作ができる方（インターネット、ワード、エクセル、パワーポイント）
- (6) 土日祝日の勤務（行事参加等）や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (7) 任期終了後も酒田市に定住し、就業・起業する意欲のある方
- (8) 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方

2 活動地域及び募集人数

- 平田地域【東陽地区】 募集 1 名

3 勤務地（居住地）

- 平田地域【東陽地区】・・・活動拠点は、東陽コミュニティセンター

4 想定している活動内容（あくまで例示するものであり、具体的な業務ではありません）

- (1) 地域資源を活用したコミュニティビジネスの創出
 - ・遊休施設（旧学校）利活用の検討（キャンプ施設等）
 - ・魅力あふれるフィールドを活用した観光商品開発
 - ・地域特産物の商品開発（特産品W E B ショップの展開等）
 - ・木質バイオマス（森林保全）に関連した事業の展開等
- (2) 地域住民活動の支援・コーディネート
 - ・地域の拠点づくり
 - ・地域計画（ビジョン）の策定支援
 - ・地域の支え合い、生活支援の仕組みづくり（防災や見守り、交通・買い物弱者等の支援等）
 - ・地域支え合い活動のサポート、コーディネート
 - ・地域高齢者の生きがいづくり（出番・居場所の創出）
 - ・世代間交流、青少年育成の支援
 - ・地域の手仕事（伝統工芸等）の伝承の仕組みづくり

- ・地域課題の洗い出し及び課題解決に向けた取組み（地域住民と一緒に）
 - ・地域自治組織（コミュニティ振興会）活動への参画
- (3) 自らの定住に向けたスキル習得等（2年目以降）
- ・就農等を目指すための活動（地域農家や林業家の手伝い等）
 - ・地域の第3セクター、NPOとの連携 等
- (4) その他地域振興に関する活動

5 勤務条件

- (1) 勤務日数 原則として週5日間
- (2) 勤務時間 1週あたりの目安を30時間以内とし勤務を割振ります
※原則として夜間、土日等の勤務は、週勤務時間内で調整します。
- (3) 年次有給休暇、その他特別休暇があります。

6 雇用形態及び活動期間

- (1) 酒田市の非常勤職員（会計年度任用職員）として酒田市長が任用（採用）します。
- (2) 任期は、任用の日から同年度の3月31日までとします。
ただし、最長で3年間まで延長が可能です。
※従事の開始について：任用内定後、現職の退職手続等の理由により、任用開始日を調整可能な場合がありますので、ご相談ください。
- (3) 翌年度以降の任用については、双方協議の上、その都度選考を実施し、市が判断します。
- (4) 服務については、地方公務員法が適用され、政治活動禁止、信用失墜行為の禁止、守秘義務などが課されます。隊員としてふさわしくないと市が判断した場合は、任用期間中であってもその職を免ずることができるものとします。（地方公務員法第28条及び第29条の適用）

7 報酬

月額 166,600円

※時間外勤務手当、期末手当（年に2回のボーナス）があります。退職手当はありません。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険に加入します。
- (2) 活動期間中の住居については、市が用意します（家賃は市が負担）。
- (3) 光熱水費、通信料、生活用品等については隊員負担とします。
- (4) 活動に使用する車両については市が用意します。
※活動に要する燃料費は市が負担します（上限あり）。
- (5) 業務に使用するパソコン（標準スペック）、業務用品等を貸与します。
- (6) 研修等参加のための旅費は市が負担します（上限あり）。

- (7) 引越しに必要な経費については、隊員負担となります。
- (8) 任期3年目又は退任から1年以内に起業等する場合に、補助する制度（上限100万円）があります。

9 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和5年12月1日（金）～

※任用決定者が予定人員に達するまで募集を継続し、随時受け付けします。

※郵送で受け付け、提出された書類は返却しません。

(2) 提出書類

応募用紙（酒田市公式ホームページ、またはJOINホームページからダウンロードしてください）

(3) 申し込み・お問い合わせ先

〒998-8540 山形県酒田市本町2丁目2番45号

酒田市役所 まちづくり推進課 宛

電話：0234-26-5771 F A X：0234-26-4911 E-mail：machi@city.sakata.lg.jp

10 選考の流れ

(1) 第1次選考（書類審査）

受付後1～2週間を目処に結果を応募者全員に文書等で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考後、面接を酒田市で行い、結果は面接後文書等で通知します。なお、第2次選考に要する交通費等は自己負担となります。

選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

11 注意事項

住民票の異動は、必ず任用の日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると募集対象外となり、採用取消となる場合があります。

募集は、本市の予算成立を前提に行うものですので、予算の成立内容によって今後募集内容が変更になる場合があります。予めご了承ください。